



I. 個人情報保護法改正法案 国会審議における質疑のポイント  
II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2020年  
6月26日号

## I. 個人情報保護法改正法案 国会審議における質疑のポイント

執筆者: 岩瀬 ひとみ、津田 麻紀子

2020年6月5日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同月12日に公布された(同法により改正された後の個人情報保護法を以下「改正法」といい、改正前の個人情報保護法を以下「現行法」という。)。同法の法案は、3月10日に閣議決定されて国会に提出され、5月22日に衆議院内閣委員会で、6月4日に参議院内閣委員会で、それぞれ質疑が行われた。本稿では、その国会における質疑内容のうち重要と思われる点について紹介する。なお、改正法の概要については、[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020年3月24日号](#)を参照されたい。

### 1. 不適正な利用の禁止の規定(改正法16条の2)における「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」の解釈

改正法16条の2は、「個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。」という新たな行為規制を定める。同条は、保有個人データの利用の停止又は消去の請求の根拠の一つにもなっている(改正法30条1項)。改正法16条の2が抽象的な文言による新たな行為規制であることから、質疑では繰り返しその具体的内容が問われた。

個人情報保護委員会からは、同条は相当悪質なケースを念頭に置いたものであり、具体的に想定されているケースとしては、破産者マップの作成、違法行為を営む事業者に個人情報を提供するケース等が挙げられると説明された。また、過去の具体的な事案を引合いに問われた際に、一般論として、法令に違反することを認識しているような場合において違法行為を助長し、又は誘発するような個人情報の取扱いを行うことは、不適正な利用に該当する場合があるといった答弁もあった。いずれにしても、具体的には、個人情報の利活用を過度に萎縮させることなく事業者の判断において参考となるような基本的な考え方と具体例等についてガイドラインで可能な限り明確化したいとのことであった。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

## 2. 利用停止・消去・第三者提供停止を請求する権利行使の要件である「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」(改正法 30 条 5 項)の解釈

改正法 30 条は、保有個人データについて本人から利用停止や消去、第三者提供の停止を請求する権利行使の要件を緩和しているが、とりわけ同条 5 項は新たな請求根拠として、「その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」を定める。この点は本人の権利行使事由の新設として実務上影響が大きく、また文言も抽象的であるためか、質疑では繰り返しその具体的内容が問われた。

この点につき、個人情報保護委員会からは、例えば本人の意思に反してダイレクトメールが繰り返し頻繁に送付される場合が考えられるとの説明があった。また、同条の定めは強行法規であり、権利請求に応じない旨を定めてもそのような合意は無効である旨の答弁もあった。

## 3. 漏えい等の報告・通知義務の生じる具体的な場面

改正法 22 条の 2 は、「個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じた」場合の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を法的義務化する。これらの報告・通知が必要となる具体的な要件については個人情報保護委員会規則により定められることとされていることから、かかる義務の生じる具体的な場面に関しても質疑がなされた。

個人情報保護委員会によれば、上記の「個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」に該当するかどうかについては、漏えいした個人データの性質や漏えいの態様、漏えいの規模等、複数の点に着目し、まず、要配慮個人情報の漏えい、不正アクセスによる漏えい、財産的な被害を伴うおそれのあるデータの漏えいといった類型については件数に関わりなく報告・通知の対象とし、これらの類型に該当しない場合であっても一定数以上の大規模な漏えいについては、事業者の安全管理の観点から問題があると考えられることから報告・通知の対象とすることを想定しているとのことであった。

## 4. 仮名加工情報

改正法では、仮名加工情報という新たなカテゴリが設けられ、仮名加工情報についての規律が新設されているが(改正法 35 条の 2、35 条の 3)、これに関しても質疑がなされた。

仮名加工情報の作成基準については個人情報保護委員会規則により定められることとされているが、個人情報保護委員会の答弁によれば、仮名加工情報はデータ内の氏名等の記述を削除等することで、加工後のデータ単体からは特定の個人を識別できないようにするものであることから、例えば氏名等の個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述を削除することを想定しており、住所や生年月日等、それ自体で特定の個人を識別することはできないものの、それらを組み合わせることにより個人が識別される場合には、これらも削除対象とすることが検討されているようである。具体的なところはガイドラインでも示されるようである。

また、仮名加工情報に関する安全管理措置に関して、削除情報等が漏えいした場合は、その仮名加工情報をそのまま継続して利用することは原則として許容されないとの考えが示された(なお、仮名加工情報の作成に用いた個人情報のみが漏えいした場合には、その仮名加工情報及び削除情報の安全管理措置義務の履行が確保されている限り、必ずしも直ちにそのまま継続して利用することができないとは限らないとのことであった。)

## 5. 個人関連情報

改正法は、Cookie 等の識別子に紐づく情報を想定し、個人関連情報(生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの)の第三者提供に関する規制を新設している(改正法 26 条の 2)。

この「個人関連情報」の概念に関し、個人情報保護委員会からは、氏名と結びついていない閲覧履歴、位置情報、Cookie 等はこれに含まれる一方で、個人との関連がない限りいわゆる統計情報はこれに含まれないとの説明がなされた。

また、個人関連情報として取得することが「想定される」(改正法 26 条の 2 第 1 項柱書)とされている箇所について、制度改正大綱においては「明らかな場合」との文言とされていたこととの関係で、対象が広がったのではないかとの質問に対し、個人情報保護委員会は、規制対象を広げる趣旨ではない旨答弁した上で、具体的にこれに当たる場面としては、例えば、①個人関連情報を

受領した後に他の情報と照合して個人データにする旨を事前に告知されている場合のように、提供先が個人データとして取得することを提供元の事業者が実際に想定している場合や、②プラットフォームに対して個人関連情報を提供する場合で、そのプラットフォームが、当該個人関連情報を氏名等と紐付けて利用することを想定しつつ、そのために用いる固有 ID を併せて提供する場合のように、取引状況等の客観的な事情に照らして個人データとして取得することが一般人の認識を基準として想定できる場合が考えられる旨が示された。さらなる具体的事例については、ガイドライン等で示す予定とのことであった。なお、上記②の場合に提供元に調査義務を課す趣旨ではないとの発言もあった。

さらに、個人関連情報の第三者提供に際し、提供先が本人から得るべき同意(改正法 26 条の 2 第 1 項 1 号)の取得方法については、例えば、同意する旨を示した書面、電子メールを受領する方法、確認欄へのチェック等が想定されており、ウェブサイトで同意を取得する場合には、単に書面等が掲載されているということでは足りず、ウェブサイト上のボタンをクリックする等の本人のアクションが必要ではないかとの発言があった。具体的な事例についてはガイドライン等で示すとのことであった。

そして、この本人からの同意を取得する際の説明事項については、例えば単に個人関連情報を第三者に提供することのみを抽象的に説明することでは足りず、提供先がどこかということや、提供先で個人データになることをはっきりと本人に示すべきではないかという考えが示された。この点も具体的な留意事項等については、ガイドライン等で定める予定であるとのことであった。また、改正法 26 条の 2 第 1 項柱書に定める提供先への確認の方法については、提供先から報告・申告を受ける方法を想定しており、提供元としては、提供先の申告の内容に虚偽が含まれていたとしても、一般的な注意力をもって確認すれば足り、特段の事情がない限り、真正性や正確性まで独自の調査を行うことは求められないとのことであった。

## 6. 越境移転について

外国にある第三者に個人データを提供する(越境移転)場合、現行法上は原則として本人の同意が必要とされているが(現行法 24 条)、改正法では、本人の同意を根拠として外国にある第三者に個人データを提供する場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報保護のための措置その他本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならないものとされている(改正法 24 条 2 項)。この本人の同意に基づき個人データを越境移転する際に行う必要がある本人への情報提供(改正法 24 条 2 項)についてもいくつか質疑がなされた。

まず、この情報提供を求めることに関しては、個人データの越境移転を行う個人情報取扱事業者において移転先の環境を認識してもらう趣旨があるとの説明がされた。そして、提供する情報の具体的な内容としては、移転先の外国の国名とその国の個人情報保護制度であること、また、その提供の方法については、電磁的記録の提供又は書面の交付によるべきこと、日本語又は本人が理解できる言語が用いられるべきという考えも示された。なお、個人情報保護委員会においては外国の個人情報制度について参考となる情報を提供していくことを検討しているようである。

## 7. 附帯決議について

以上の質疑を経て、改正法の法案については衆議院及び参議院で附帯決議がなされており、その内容は個人情報保護委員会の資料にも掲載されている。

参議院の附帯決議においては、課徴金制度、規制の官民一元化等、今後のさらなる法改正の方向性への言及もあるが、衆議院及び参議院の附帯決議の内容の中で今回の法改正対応の実務に関係する点としては、個人情報の不適正な利用の禁止に関し「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」、保有個人データの利用停止等の要件、個人情報の漏えい等の報告及び本人への通知の義務化の対象等に関する要件を、具体的事例とともに明確化することが要求されている点が挙げられる。

個人情報保護委員会から示されている[ロードマップの案](#)によれば、改正法は 2022 年春ごろに施行されることが予定されており、それまでに、改正法の内容が一部委任されている政令や委員会規則が 2021 年春ごろに公布され、ガイドラインや Q&A の改正法対応が 2021 年夏ごろに公表されることが、それぞれ予定されているようである。また、これらの下位法令等については、その基本的な考え方が 2020 年夏ごろに提示されるとのことであり、改正法対応を行うにあたってはこれらの動きにも注視する必要がある。



いわせ  
**岩瀬 ひとみ**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[h\\_iwase@jurists.co.jp](mailto:h_iwase@jurists.co.jp)

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスをを行う。

つだ まきこ  
**津田 麻紀子**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[m\\_tsuda@jurists.co.jp](mailto:m_tsuda@jurists.co.jp)

2010年弁護士登録。経済産業省において、営業秘密の保護強化、および、IoT、AIの普及に伴うビッグデータ活用を見据えた「限定提供データ」の創設に関する不正競争防止法の改正作業(2015年、2018年)に従事し、企業における情報管理全般を視野に入れながら関連する法令やガイドライン等の策定にも深く関与した実績を有する。現在は、企業情報の保護やデータの利活用という観点から、知的財産、データプロテクションに関する法令を主に取り扱っている。

## Ⅱ. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、石川 智也、河合 優子、村田 知信

### 1. 日本

- 新型コロナウイルス感染症関連(コンタクトトレーシングアプリ)  
2020年5月26日、内閣官房新型コロナウイルス対策テックチームによる「[接触確認アプリ及び関連システム仕様書](#)」、及び、接触確認アプリに関する有識者検討会合による「[『接触確認アプリ及び関連システム仕様書』に対するプライバシー及びセキュリティ上の評価及びシステム運用上の留意事項](#)」が公表された。また、6月19日、厚生労働省は、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を[リリースした](#)。当該アプリは、利用者本人の同意を前提に、スマートフォンのBluetoothを利用して他の利用者との一定の接触を検知・記録する。利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合には、自己に発行される処理番号を当該陽性者がアプリ上で入力した場合、当該陽性者と一定期間内に一定の接触があった他の利用者に、不特定の陽性者との接触の可能性があることについて、本アプリ上で通知がなされる仕組みである。本アプリは、氏名、電話番号、メールアドレス等の特定の個人が識別される情報や位置情報は取得しないが、処理番号や診断キー(感染が疑われる期間に関する識別子)等は要配慮個人情報に該当し得ると解されている。
- 改正個人情報保護法の成立及び公布  
個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案が、第201回国会における審議を経て、2020年6月5日に成立し、6月12日に[公布された](#)。国会審議においては、①法案提出の背景、②条文の定義や対象となる要件、③外国制度との比較、④委員会の体制整備等について質疑が行われた。このうち②については本ニュースレターのIを参照されたい。接触確認アプリの近時の動向については、[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020年5月28日号](#)も参照されたい。

### 2. 米国

- CCPAを改正するCPRAの住民提案による立法に向けた動き  
2020年5月4日、CCPAの制定を提唱した団体である” Californians for Consumer Privacy” は、CCPAを改正するための [California Privacy Rights Act](#) (CPRA や CCPA2.0 と呼ばれる)を同年11月の住民投票で問うことを提案するために必要な署名90万件以上を集め提出する旨を[発表](#)していたところ、同年6月24日、提案者が取り下げない限り、同年11月の住民投票の対象とする旨が[公表](#)された。CPRAにより計画されている改正点のうち規制を強化するものとしては例えば以下のようなものが挙げられており、GDPRを意識した内容も散見される。
  - 新たに「センシティブデータ」のカテゴリーを設けて、広告やマーケティング等を含むセンシティブデータの利用に対する制限を行う権利を消費者に付与する等より厳格な規制を課すこと。
  - 個人情報の収集目的、保管期間、自動化された意思決定の機能等の通知や、データ処理の最小化を義務付けること。
  - 第三者やサービスプロバイダ等との間の契約に、個人情報の売却や開示を特定の目的に限定することや、一定水準のセキュリティ措置を講じること、委託元による監督を認めることといった内容を盛り込むことを義務付けること。
  - サービスプロバイダに対して、CCPA遵守のために協力すること、再委託時には通知をして再委託先と契約を締結すべきことといった義務を課すこと。
- CCPA規則最終案の Office of Administrative Law への提出  
州司法長官によるCCPAのエンフォースメントが7月1日に開始されるのに先立ち、司法長官は、2020年6月1日、CCPA規則最終案を関連文書とともに Office of Administrative Law (OAL)に[提出](#)した。OALがこれを承認するとCCPA規則が成立することとなる。なお、CCPA規則最終案は、3月11日に公表されたものから実質的な変更はなかった。CCPA規則案の内容については、[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020年2月14日特別号](#)及び[同2020年3月24日号](#)を参照されたい。

### 3. 欧州

GDPR 上、個人データの EEA 域外への移転を可能にする適切な保護措置の 1 つとして標準契約条項 (Standard Contractual Clauses (SCC)) があることはよく知られているが、データ処理の委託に際して委託先との間で締結すべきデータ処理契約 (GDPR28 条 3 項) についても、欧州委員会又は各国のデータ保護当局が標準契約条項を策定することが認められている (同条 7 項及び 8 項)。これに関連して、2020 年 5 月 19 日、欧州データ保護評議会 (European Data Protection Board) は、スロヴェニアのデータ保護当局によるデータ処理契約の標準契約条項ドラフトについて、[オピニオン](#)を発表した。当該オピニオンで指摘された事項を修正することにより、スロヴェニアのデータ保護当局はデータ処理契約の標準契約条項を採択できることとなる。

なお、デンマークのデータ保護当局は、既に[データ処理契約の標準契約条項](#)を採択しており、同国においてデータ処理契約を締結する企業は、当該標準契約条項を用いることができる。

### 4. 中国

「中華人民共和国民法典」に係る動向については、[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2019年9月27日号](#)でも紹介したが、2020年5月28日に同法が公布され、2021年1月1日より施行される。同法は、総則、物権、契約、人格権、婚姻家庭、相続及び権利侵害責任の7編で構成され、全1260条から成る。また、同法の施行に伴い、現行の「民法総則」、「物権法」、「契約法」等の分野ごとの法律が廃止され、同法が私法における統一的な基本法となる。第4編「人格権」では、第6章「プライバシー権及び個人情報保護」としてプライバシー権及び個人情報の保護について詳細に定めている。例えば、「個人情報」は自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、生体識別情報、住所、電話番号、メールアドレス、健康情報、追跡情報等の電子その他の方法で記録された単独又は他の情報と合わせて特定の自然人を識別することができる各種情報と定義されている。また、個人情報の処理については、自然人又はその後見人の同意なく、個人情報の収集、保管、使用、加工、伝達、提供、公開等が禁止されている。その他、自然人の削除請求権や、個人情報の漏洩、改ざん、紛失時の情報処理者の告知・報告義務といった規定も定められている。

### 5. パキスタン

パキスタンでは、2020年4月9日、[個人情報保護法案](#)が公開され、2020年5月15日までパブリックコメントに付された。同法は、データ主体、管理者又は処理者のいずれかがパキスタンに所在する場合に、その個人データを処理する者に適用されるが、データ・ローカライゼーション、管理者及び処理者に対するライセンスや登録制度など固有の制度も想定されている。

### 6. アラブ首長国連邦(ドバイ)

DIFC (Dubai International Financial Centre) のデータ保護法に係る動向については、[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2019年8月26日号](#)でも紹介したが、2020年6月1日に[新しいデータ保護法](#)が成立したことが公表された。同法は、GDPR や CCPA 等現在の様々な世界的データ保護法におけるベストプラクティスを取り込んだものとなっている。同法は2020年7月1日より施行されるが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受けて、適用事業者に遵守対応準備の猶予期間を与えるため、2020年10月1日から執行が開始される。また、DIFC 当局は、データ保護コミッショナーへの通知手続や説明責任、記録保持、罰金、個人データの域外移転に係る適切な保護措置を有する国/地域等を定める、新しいデータ保護規則も発行した。

### 7. シンガポール

2020年5月14日から同月28日の間、個人情報保護法及びスパムコントロール法の改正案が公開され、パブリックコメントに付された。公開された改正案の内容としては、個人データ侵害時の通知義務の導入、みなし同意の拡大、同意以外の

適法化根拠の拡充、データポータビリティ権の導入、迷惑メッセージからの保護の拡充、執行力の強化(売上げの10%という制裁金の導入)等が規定されていた。シンガポール個人情報保護法については、当該改正案が法案となり成立した場合、2012年に同法が制定されて以来、初めての包括的な改正となる。



いわせ  
**岩瀬 ひとみ**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[h\\_iwase@jurists.co.jp](mailto:h_iwase@jurists.co.jp)

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスをを行う。



まつもと あやこ  
**松本 絢子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[a\\_matsumoto@jurists.co.jp](mailto:a_matsumoto@jurists.co.jp)

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



いしかわ のりや  
**石川 智也**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[n\\_ishikawa@jurists.co.jp](mailto:n_ishikawa@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPR を初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング 1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。2020年にドイツのフランクフルト・デュッセルドルフに開設予定の西村あさひ法律事務所欧州拠点の代表に就任予定。



かわい ゆうこ  
**河合 優子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[y\\_kawai@jurists.co.jp](mailto:y_kawai@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。



むらた とも のぶ  
**村田 知信**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[to\\_murata@jurists.co.jp](mailto:to_murata@jurists.co.jp)

2010年弁護士登録、2018年カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール卒業(LL.M.)後、ロンドンの知財ファームである Bristows LLP に出向。2019年から 2020年にかけてホーチミンオフィスで勤務し、ベトナム、タイ、シンガポール等を含む東南アジアのサイバーセキュリティ、データ保護等の IT 関連規制や IT・知的財産に係る取引・紛争を中心にアドバイスを提供している。基本/応用情報技術者試験合格、情報処理安全確保支援士登録(2019年)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020